

共通書類
(大型四社)

三菱ふそうトラック・バス(株)三重ふそう
三重いすゞ自動車(株)

三重日野自動車(株)
中部日産ディーゼル(株)三重販売

所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

三重いすゞ自動車株式会社御中

Tel. 059-227-8119

Fax. 059-227-8240

(自動車の表示)

登録番号			
車台番号			
車名	年式	型式	

このたび、私の使用する上記車両について、販売店への所有権解除の照会(含む、清算金額等の確認)、および登録手続に関する一切の事項(登録書類の作成・登録行為、第三者に対する登録および譲渡書類の引渡し)について、右記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願いいたします。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決いたします。

年 月 日

依頼者(買主又は使用名義人)

住所

氏名(自署)

印

上記車両の所有権解除並びに登録手続に関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当社(私)が責任をもつて解決致します。

受任者

住所

社名

役職名

氏名

印

TEL

FAX

所有権解除必要書類 (証明書類は全て発行後3ヶ月以内のもので)

所有権解除書類発行に必要な一般的書類は、下記の通りです。

- ① 車検証
- ② 納税証明書
- ③ **当書面原本(コピー不可)**
- ④ 使用者の印鑑証明書(当書面に実印捺印の場合)
- ⑤ 個人のみ、使用者の写真付公的証明書(当書面に認印捺印の場合)

* 当欄に該当しないものは電話等で担当窓口へお問い合わせください。

* ④ ⑤ については

- (A) 車検証住所と一致しない場合は連続性確認のため
 - ・ 個人→住民票(附票・除票)
 - ・ 法人→登記簿謄本等
- (B) 使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認のため
 - ・ 個人→戸籍謄本(戸籍抄本)
 - ・ 法人→登記簿謄本等

それぞれご提出をお願い致します。

※ここに免許証等の写真付公的証明を置いて、本紙をコピーして下さい。

(依頼者印は実印・認印 何れでも可)

※ 印鑑証明書でのご依頼の場合は、下記「印鑑証明書」を○で囲みこの用紙と一緒にFAXして下さい。(依頼者印は実印に限る)

「印鑑証明書」

- ・ いずれの場合も、車検証記載事項と異なる場合は上記(A)・(B)の裏付け書類も一緒にFAXをお願い致します。
- ・ 証明書類の本籍部分は塗りつぶしてから送付願います。

◎ 万一、FAX送信時に誤って第三者へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において全ての責任を負っていただきますのでご注意ください。

* 営業時間外のFAX等 着信分は、翌営業日以降の返答となることもございますのでご了承ください。

所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

三重いすゞ自動車株式会社御中

Tel. 059-227-8119

Fax. 059-227-8240

(自動車の表示)

登録番号		
車台番号		
車名	年式	型式

このたび、私の使用する上記車両について、販売店への所有権解除の照会(含む、清算金額等の確認)、および登録手続に関する一切の事項(登録書類の作成・登録行為、第三者に対する登録および譲渡書類の引渡し)について、右記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願いいたします。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じたことがあった場合、私が責任を持って解決いたします。

年 月 日

依頼者(買主又は使用名義人)

住所

氏名(自署)

印

上記車両の所有権解除並びに登録手続に関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じたことがあった場合、当社(私)が責任をもって解決致します。

受任者

住所

社名

役職名

氏名

印

TEL

FAX

お手持ちの車検証が電子車検証である場合車検証のコピーに代えて自動車検査証記録事項のコピーが必要となります。

所有権解除必要書類 (証明書類は全て発行後3ヶ月以内のもので)

所有権解除書類発行に必要な一般的書類は、下記の通りです。

- ① 当書面原本(コピー不可)
- ② 納税証明書
- ③ 車検証(コピー可)*電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しが必須。
- ④ 使用者の印鑑証明書(当書面に実印捺印の場合)
- ⑤ 個人のみ、使用者の写真付公的証明書(当書面に認印捺印の場合)

* 当欄に該当しないものは電話等で担当窓口へお問い合わせください。

* ④ ⑤ については

- (A) 車検証住所と一致しない場合は連続性確認のため
- ・ 個人→住民票(附票・除票)
 - ・ 法人→登記簿謄本等
- (B) 使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認のため
- ・ 個人→戸籍謄本(戸籍抄本)
 - ・ 法人→登記簿謄本等
- それぞれご提出をお願い致します。

※ここに免許証等の写真付公的証明を置いて、本紙をコピーして下さい。

(依頼者印は実印・認印 何れでも可)

※ 印鑑証明書でのご依頼の場合は、下記「印鑑証明書」を○で囲みこの用紙と一緒にFAXして下さい。(依頼者印は実印に限る)

「印鑑証明書」

- ・ いずれの場合も、車検証記載事項と異なる場合は上記(A)・(B)の裏付け書類も一緒にFAXをお願い致します。
- ・ 証明書類の本籍部分は塗りつぶしてから送付願います。

◎ 万一、FAX送信時に誤って第三者へ送信されトラブルが発生した場合、

送信元において全ての責任を負っていただきますのでご注意ください。

* 営業時間外のFAX等 着信分は、翌営業日以降の返答となることもございますのでご了承ください。

